

## 平成30年度事業計画

### 1 公益目的事業（公1事業）

安全で安心な社会の実現に寄与するための海上保安活動に関する事業を行う。

#### (1) 海上保安活動に係る普及啓発に関する事業

陸上を生活基盤とする国民の大多数は、海上において実施される海上保安活動がどのようなものであるかを、日常生活の中で直接知見することが出来ないのが現状である。

このため、海上保安活動を国民に積極的に周知し、その重要性を啓発していくため、次の事業を行う。

##### ① 海上保安新聞による普及啓発（自主）

海上保安庁、海上保安官の活動を記事や写真等により、広く国民に分かりやすく周知する。

海上保安新聞は原則月4回発行し、当協会、官報販売所等を通じて提供する。また、要望のある図書館、自治体等には無償で配布する。

発行部数 月4回のうち、1回は、13,000部

3回は、各7,000部

##### ② 多数の人の集まる地での普及啓発（自主）

平成13年12月に発生した九州南西海域工作船事案に係る工作船や海底からの回収物等を展示している横浜海上保安資料館には年間25万人の見学者が訪れる。

この資料館に説明員を配置し、事案の概要、回収物についての説明を行うことにより、領海の警備、不審船への対応等の海上保安活動に関する普及啓発を図る。

##### ③ 行事等各種機会を捉えた普及啓発（自主）

各地の港まつりや巡視船艇体験航海等の機会をとらえ、パネル展示やパンフレットの配布等を実施し、海上保安活動に係る普及啓発を図る。

##### ④ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発（自主）

海上保安庁のロゴマークやイメージキャラクター（「うみまる」「うーみん」）等を使用した帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用されるグ

ッズを制作し、配布、販売を通じて、海上保安活動に係る普及啓発を図る。

- ⑤ ホームページによる普及啓発（自主）  
ホームページを通じ、的確に判りやすく海上保安活動の普及啓発を図る。
- ⑥ 海上保安庁音楽隊との協調による普及啓発（一部助成）  
海上保安庁音楽隊と協調し、定期演奏会、地方演奏会等の演奏活動の場を捉え、海上保安活動に係る普及啓発を図る。
- ⑦ 海上保安友の会会員に対する普及啓発（自主）  
「安全で明るい海をいつまでも」をモットーに設立された海上保安友の会を支援するとともに、会員を対象とした海上保安活動に係る普及啓発を図る。
- ⑧ 表彰による普及啓発（自主）  
個人又は団体で、海上保安活動に係る功績が特に顕著なものを表彰することにより、海上保安活動に係る普及啓発を図る。
- ⑨ 海上保安制度創設70周年記念事業に係る普及啓発（自主）  
以下の事業を通じて、海上保安活動に係る普及啓発を図る。
  - ア 海上保安新聞アーカイブ整備事業
    - ・過去紙面のPDF化及び劣化紙面の復元
    - ・海上保安新聞アーカイブⅦ「海上保安庁の10年史（仮）」（2008～2018年）の編集
  - イ 70周年記念曲の作曲
  - ウ 海上保安庁音楽隊「30年の歩み」冊子作成
  - エ 70周年記念時計、G-SHOCK特殊救難隊モデルの企画販売

(2) 海上における防犯、安全の確保及び環境の保全に関する事業

我が国をとりまく広大な海域を約14,000人の海上保安官のみで監視警戒を行うことは極めて困難である。このため、一般国民の協力を得ることができるよう次の事業を行う。

- ① 海上保安協力員による活動（自主）  
全国に指名配置している約1,000名の海上保安協力員により、海浜の防犯パトロール、マリナー等の巡回を実施し、通常とは異なる不審な状況を見かけた場合には、海上保安庁への通報を実施する活動を推進する。

さらに、全国に約1,300か所の海上保安官連絡所を設置して、一般市民が海上犯罪などを認知した際の海上保安庁への通報の取り次ぎを行う。

② 「海守」による活動（自主）

「ブログ（アメーバブログ）」を利用し、海上犯罪の状況、海洋汚染の状況等海守の活動に資する情報を会員へ提供するとともに、海守商標権管理者を置き会員活動を支援する。

③ 「緊急通報ダイヤル118番」の周知（自主）

多くの方々が集まる機会等に、海上での緊急通報電話番号である「118番」を広く周知することにより、人命の救助、治安の確保、海洋環境保全等の海上保安活動の迅速的確な措置に寄与する。

④ 船舶・港湾施設保安管理者等の養成講習への講師派遣（自主）

海技大学校、日本港湾協会等が国内外で開催する船員、港湾管理者等を対象とした海上におけるテロ対策の講習にセキュリティに関する科目の講師として研究員を派遣する。

⑤ 海上安全に関する活動（自主）

ア 海の事故ゼロキャンペーンを（公社）日本海難防止協会と共催で行う。

イ 各地で行われる、海難の防止のための台風・津波対策委員会等の開催、支援を行う。

ウ 海浜事故防止の啓発のため、地方自治体等と連携し、注意喚起用立看板の設置を支援する。

⑥ 日本港湾港則集の発行（自主）

内航船運航者等から要望のある、日本の諸港湾出入時に必要な諸法規と主要港湾における係船浮標要目等を収録した日本港湾港則集その1、開港、特定港、一般の港に適用される船舶に関係のある地方条例を収録した日本港湾港則集その2を隔年で交互に刊行し、船舶の安全な航行に寄与する。

30年度は、その1を刊行する。

⑦ 図画コンクールの実施（自主）

海上保安庁と共催で「未来に残そう青い海・海上保安図画コンクール」を実施し、小中学生への海洋環境保全の意識啓発を図る。

⑧ 「未来に残そう青い海・海洋環境保全推進(海と日本2018)」事業  
(助成)

全国各地の主な海岸で6月を中心に官民が一体となり海浜清掃及び収集したごみの分類調査、海洋環境教室を実施し、海洋環境保全思想の普及・啓発を図る。

(3) 海外海上保安関係機関との連携、協力に関する事業

多様化する国際関係の中で我が国の権益及び海上における安全を確保するには、関係各国との連携が不可欠である。

このため、国際協力関係を強化するため、次の事業を行う。

① 東南アジア海上保安機関の能力向上啓発(自主)

東南アジア各国の海上保安機関の能力向上を図るため、海上保安庁が東南アジアへ巡視船を派遣し実施する合同訓練、研修、レセプション等への支援及び協力を実施する。

② アジア諸国等の海上保安実務者に対する救難・環境防災研修(受託)

(独法)国際協力機構横浜国際センターが招聘するアジア諸国等の海上保安機関職員に対し、各国の救難・環境防災体制の強化を目的として、海上保安庁と協力して救難・環境防災研修を実施する。

(4) 海上保安官の志望者増加及び教養に関する事業

海上における困難な業務を適確に実施するためには、次世代を担う優秀で熱意のある海上保安官を確保する必要がある。このため次の事業を行う。

① 海上保安大学校、海上保安学校学生の募集活動(自主)

海上保安官志望者の増加を図るため、中高生を中核にしつつ、小学生から大学生を対象に、海上保安官の業務についての情報提供、現場見学等を実施する。

② 海上保安大学校、海上保安学校学生を対象とした教養の涵養(助成)

海上保安大学校、海上保安学校学生を対象に、国際感覚の涵養を図るため、短期海外研修、学生国際会議、英会話研修、講演会などの実施を支援する。

(5) 海上保安活動に係る調査研究に関する事業

① 海上・臨海部テロ対策に関する調査（自主）

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、海上保安庁、民間事業者等と連携して、海上や臨海部におけるソフトターゲットを対象としたテロ対策に関する調査を実施する。

② 海上保安フォーラムの開催（自主）

海上保安に関する有識者を招聘して、海上保安に関する適時のテーマでフォーラムを開催し、その成果を報告書としてとりまとめる。

③ 沿岸海域における海難救助体制に関する調査（受託）

沿岸海域における海難救助にかかる民間救助組織の現状や課題を調査し、海難救助における関係機関、関係団体等の連携促進策の検討を行い、今後の地域の海難救助体制の強化に向け施策の方向性を取りまとめる。

(6) 海上保安活動に係る海上保安官又は協力援助者の災害に対する救済に関する事業

公務中又は義務なくして海上保安官に協力中に被災した者のうち、特に顕著な貢献をした者に対して、次の事業を行う。

○ 海上保安活動時の被災者援護（助成）

海上保安業務の遂行に際し、災害を受けた者（多大の貢献をした者）に対し援護を行う。

2 収益事業（収1事業）

海上保安活動に係る物品、書籍等の販売等に関する事業

① 海上保安レポート等海上保安活動に関する書籍、DVD、CD等の斡旋販売を行う。

② 海のカレンダー、巡視船カレンダー、卓上カレンダー、特殊救難隊カレンダー、海上保安庁職員録等の作製販売を行う。

③ 駐車場等の土地賃貸を行う。

3 その他の事業（他1事業）

海上保安庁職員及び退職者並びにその家族に係る特定保険業に関する事業

- 国土交通大臣の認可を受け、海上保安庁職員及び退職者並びに家族を対象とした5日以上入院に伴う、初日から4日分の入院給付金及び手術給付金の給付を行う。

4 その他の事業（他2事業）

海上保安庁職員及び退職者並びにその家族に係る福利厚生に関する事業

- ① 海上保安庁職員及び退職者並びにその家族を対象に相互扶助を目的とした、海上保安庁総合保険（グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険等）について保険会社と契約を締結し運営する。
- ② 海上保安庁職員に対する次の事業を行う。
  - ア 海上保安庁職員への引越斡旋
  - イ 生活必需品購入資金等の融資斡旋
  - ウ 海上保安庁職員互助会の支援
- ③ その他の福利厚生事業を行う。